

第 1 0 期食品安全協議会報告書

平成 2 3 年 1 0 月
板橋区食品安全協議会

は　じ　め　に

平成 21 年 11 月より平成 23 年 10 月までの 2 年間にわたり、第 10 期板橋区
食品安全協議会において、協議された内容について、このたび、まとめました
ので、ここに報告します。

この報告書が、区民が日常的に安心した食生活を過ごせるよう、板橋区にお
けるさらなる食品等の安全性にかかる施策の充実につながることを期待します。

平成 23 年 10 月

板橋区食品安全協議会

第10期板橋区食品安全協議会委員名簿

座長	高木 仁	公募
	小田川 千枝子	新日本婦人の会板橋支部
	野田 幹郎	生活と文化の会
	岩淵 絢子	公募
	梅村 きよ子	公募
	小澤 秀行	公募
	西勝 雄介	公募
	松崎 由美子	公募
	村山 隆志	産業経済部くらしと観光課長 (平成23年3月31日退任)
	水野 博史	産業経済部くらしと観光課長 (平成23年4月1日就任)
	久保田 義幸	健康生きがい部生活衛生課長 (平成22年3月31日退任)
	吉濱 哲雄	健康生きがい部生活衛生課長 (平成22年4月1日就任)
	原 安彦	健康生きがい部生活衛生課生活衛生監視員
	石井 基嗣	健康生きがい部生活衛生課生活衛生監視員
	田村 孝裕	産業経済部くらしと観光課消費者センター所長 (平成22年3月31日退任)
	江口 龍治	産業経済部くらしと観光課消費者センター所長 (平成22年4月1日就任)

食品安全協議会報告書 目次

・はじめに

・第10期板橋区食品安全協議会委員名簿

報 告

- 1 第10期食品安全協議会の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 区民へのPR活動
 ・各種イベント等への参加・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 今期委員の学習内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 生活衛生課、消費者センターから・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

資 料

- 1 食品安全協議会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 食品安全協議会設置要綱・同細則・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 3 食品衛生事情・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 第42回消費生活展研究発表集掲載文・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 5 パネル「カレーライスに気を付けて！！
 おいしいけれど食中毒の危険がある2日目のカレー」・・・・・・・・ 44
- 6 ちらし「生肉料理をさいきん食べたそのあなた！
 ひょっとしておなかの調子が悪くなっていませんか？」・・・・ 45
- 7 ちらし「手をよ～く洗って、食中毒を予防しよう！」・・・・・・・・ 47
- 8 第43回消費生活展研究発表集掲載文・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 9 パネル「『消費期限』と『賞味期限』の違いは？」・・・・・・・・ 49
- 10 リーフレット「ご存じですか？食品に必要な表示」・・・・・・・・ 50
- 11 食品安全協議会のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

報 告

第10期食品安全協議会の内容

1 協議会検討内容

(H.21.11 ~ H.23.10)

開催日時		検討項目
第1回	平成21年11月26日	委嘱式 委嘱状の伝達 食品安全協議会委員の紹介 議 題 1 食品安全協議会の概要について 2 委員自己紹介・座長の選出 3 食品衛生行政の現状について
第2回	平成22年2月4日	議 題 1 農民連食品分析センターの活動及び食品流通事情について 2 今期の活動内容について 3 最近の食品衛生事情について
第3回	平成22年5月21日	議 題 1 各委員学習報告 2 第42回板橋区消費生活展への参加について 3 最近の食品衛生事情について
臨時会	平成22年6月30日	消費生活展 展示用パネル等の作成について
第4回	平成22年8月26日	議 題 1 消費生活展 展示用パネル及び研究発表集の作成について 2 食品衛生行政の現状について 3 報告書作成スケジュールの確認
第5回	平成22年11月18日	農民連食品分析センター見学 議 題 1 第10期報告書掲載テーマについて
第6回	平成23年2月3日	議 題 1 第10期報告書掲載(案)各自報告 2 最近の食品衛生事情について
第7回	平成23年5月19日	議 題 1 第10期報告書掲載内容 各自報告 2 消費生活展用パネル(案)検討 3 最近の食品衛生事情について
臨時会	平成23年6月29日	消費生活展 展示用パネル等の作成について
第8回	平成23年8月26日	議 題 1 第10期報告書(案)について 2 第43回消費生活展について 3 最近の食品衛生事情について 4 任期終了にあたって



《平成22年10月16・17日 第42回板橋区消費生活展にてPR活動》



《平成22年11月18日 農民連食品分析センター（板橋区熊野町）見学の様子》

2 区民へのPR活動

・各種イベント等への参加

年月日	行事名等	内容	備考
平成22年10月16日(土) 10月17日(日)	第42回板橋区消費生活展 (板橋区民まつり同時開催)	パネル展示 テーマ:「カレーライスに気を付けて!!」 おいしいけれど食中毒の危険がある2日めのカレー 研究発表集 「こわい🦠こわい!! 食中毒」 各種リーフレット等配布 食の安全に関するアンケート	板橋第一中学校体育館
平成22年10月24日(日)	板橋市場 オータムフェスティバル	パネル展示 「カレーライスに気を付けて!!」 おいしいけれど食中毒の危険がある2日目のカレー 「あなたのひと工夫で残留農薬は減らせます!!」 各種リーフレット等配布	板橋市場
平成23年10月15日(土) 10月16日(日)	第43回板橋区消費生活展 (板橋区民まつり同時開催)	パネル展示 テーマ:「『消費期限』と『賞味期限』の違いは?」 研究発表集 「『消費期限』と『賞味期限』の違いは?」 各種リーフレット等配布	板橋第一中学校体育館



《平成23年10月15・16日 第43回板橋区消費生活展にてPR活動》

3 今期委員の学習内容



「賞味期限」と「消費期限」の違いについて P 9 ~ P 13

岩淵絢子・高木仁・西勝雄介

食品表示

P 14 ~ P 19

野田幹郎

とりすぎないでトランス脂肪酸

P 20 ~ P 22

小田川千枝子・梅村きよ子

松崎由美子

お台所の衛生管理チェックシート

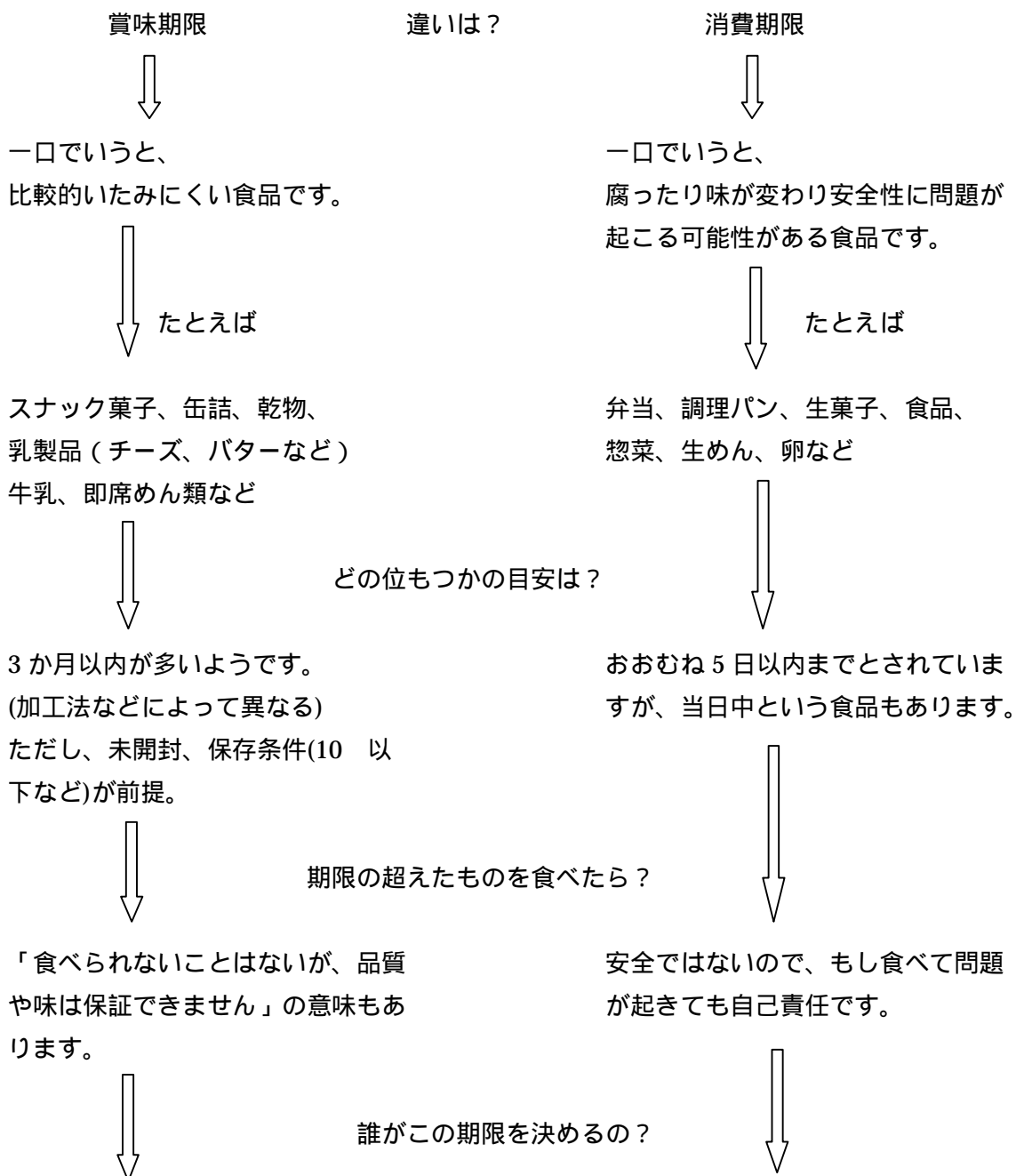
P 23 ~ P 27

小澤秀行



「賞味期限」と「消費期限」の違いについて

「賞味期限」と「消費期限」よく食品に表示されていますが、どうもその区別がわからないという消費者のためにチャート式にしてみました。



加工食品が多いため、メーカーが独自に検査などを行い決めます。行政が決めるわけではありません。(輸入品は輸入業者が決めます。)

小売業者や生産者が一定の基準で決めます。

それでは行政(国)は全く関与しないの？
(実は関与しています)



厚労省と農水省が「食品の表示に対する共同会議」で論議して、一定のガイドラインを設けています。
(ガイドラインの内容は難しいので内容省略。)

賞味期限や消費期限表示がなくてもいい食品はあるの？



あるのです。たとえば、

1)長期間おいても悪くならないもの

- ・ 酒精飲料(養命酒など)
- ・ 容器に入れられた加工食品であって生食用のもの
(一部食品を除く) 非常食用パンなど
- ・ 容器に入れられたかんきつ類、バナナなど
- ・ アイスクリーム、澱粉、チューインガム、食塩、うま味調味料、砂糖、ガラス瓶入りの清涼飲料水
(まだありますが、あとは省略)

2)逆にすぐ腐ってしまうもの

- ・ 野菜、肉、魚などの生鮮食品



なぜ表示しなくてよいの？



生鮮食品はすぐ悪くなるので、なるべく早く食べるのが当然だから表示するまでもないのです。

では、ここでクイズ。

「開封後はお早めにお召し上がりください」と書いてあった場合、
「お早めに」とはいったい何日以内のこと？（当然、冷蔵庫保存の場合）



家族や友人に実際に質問してみました（15人が対象）。



2日以内 8人
3日以内 5人
4-5日 2人 という結果でした。



正解は・・・開封後の保存状態によるので、何日とはいえない、あくまで
自己責任で、ということです。

もう一つクイズ。

冷蔵庫に入った食品の中で賞味期限が切れている場合、捨てるか食べるか迷うものベスト3
は何ですか？（同じく15人に質問、複数回答可で行いました。）



1位 牛乳
2位 卵
3位 ヨーグルト の順でした。

いずれも冷蔵庫の主演者です。

レトルトパウチ食品の賞味期限はどうですか？



賞味期限表示は必要です。同食品は合成樹脂フィルムやアルミ箔を貼り合わせて遮光性を
有する材質を用い、また気密性と加熱・加圧してあることから、メーカーの判断により1
年以上の賞味期限を定めているものもあります。ただし「レトルトパウチ食品」であるこ

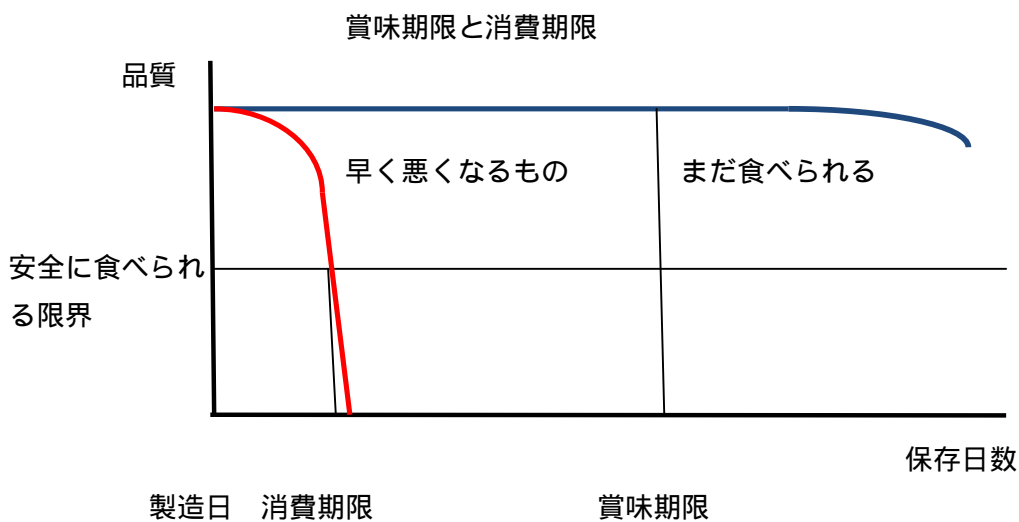
との表示は必要です。

外国では賞味期限と消費期限の区別がありますか？



国によって表示は異なりますが、各国の食品を入手してみると、欧米では「消費期限」、中国や韓国などでは「流通期限」と表示されていることが多く、日本のように厳密な表示はないようです。

これを図式化すると



消費期限によっては守るべきものと思いますが、賞味期限についてはメーカー独自の基準もあり、多少臨機応変に対応してもよいと考えられます。

もし、まだ食べられたり飲むことができるものが捨てられたりすると・・・
膨大な食品のムダになります。

期限改竄などの偽装問題に発展する可能性も考えられます。

世界の食糧不足に拍車がかかるかもしれません。

日本の食糧自給率が41%程度であり、

従って全体の半分以上の食材を輸入に頼っているのが現実です。

しかしその一方では、食べ残しなどによって廃棄される食材も **膨大な量** である。

例えば、1人に1日当たりの供給される熱量が2587kcalもあるのに対し、摂取熱量は1863kcalだけ、その差724kcalはムダになっているのです。

<結果>

国内全体の食品廃棄物は年間2200万トンにもなっています。

2587kcal - 1863kcal = 724kcal がムダ・・・もったいない！！

(出典)農林水産省「我が国の食生活の現状と食育の推進について」(統計資料03 数値)
なお、上記の具体的な数値は「賞味期限がわかる本」徳江千代子(東京農業大学教授)より抜粋しました。

<まとめ>

いずれにしても「賞味期限」と「消費期限」とも、容器・包装を開封する前の期限であり、購入後の保存方法も注意することが大切です。また、双方とも日付が変わった途端に品質が大きく変わることも考えにくく、あくまでも自己責任において臭いをかいでみたり、舐めてみたりと、各自の習慣も大きく、その上で食品を処理しているのが現状かと思えます。こうして全ての食品にどちらかの表示がされていることは、私達が食品を選ぶ上でも大きな安全と安心の基準になり、食文化の上で欠くことのできない大切なものであり、今後も厳しい判断の上での認定を維持してほしいものです。

一方でまた、期限が過ぎたことによる食品の廃棄が問題視されています。余らせない分量を買い、食品の貯蔵をこまめにチェックして無駄をなくすこと。異常気象による作物の出来の不安定、食糧の自給率が41%の日本にとって将来の食糧の輸入にも大きな不安があります。食料品の購入、消費のムダをなくすことにより。賢い消費者になりたいものと思えます。

食品表示

板橋区食品安全協議会の委員にして頂いて、委員の皆さんの意向が、食の安全安心に最も関係の深い表示について調べようとなりました。

法律改正の推移

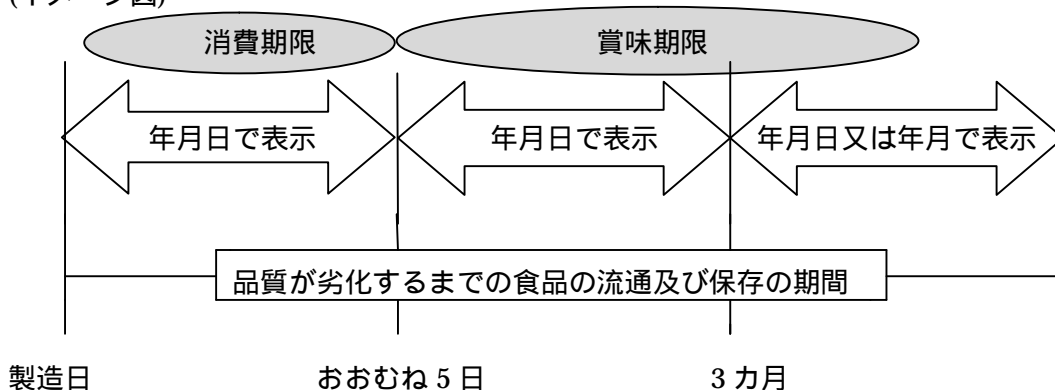
食品の日付表示が品質保持に関する表示として、今迄の製造年月日より品質保持が可能な期限の表示にしようということになり、平成 7 年 4 月より消費期限と賞味期限(賞味期限)の 2 種の表示に改められました。その後、品質の劣化が比較的緩慢な食品について 2 つの表示があることの不便を改正するとして、平成 15 年 7 月 31 日改正され賞味期限にまとめられました。

期限は下記の 2 つにはっきり区別・定義されました。

	消費期限	賞味期限
定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い、安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。	定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日を言う。ただし、当該期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。
考え方	品質が劣化しやすく、製造日を含めておおむね 5 日以内で品質が急速に劣化する食品に表示する期限表示の用語	「賞味期限」は「消費期限」に比べ、品質が比較的劣化しにくい食品等に表示する期限表示の用語

期限の取り方も製造加工業者が決定することになり、細かい表示方法もしっかり決められました。

(イメージ図)



私は公正取引委員会の消費者取引適正化委員を10年以上やり、食品を含む各種商品の広告、景品の出し方、表示の違反や誤認をモニターしてきました。消費者庁が発足し、公取から景品表示法が移されましたのでモニター制度は廃止されましたが、国の商品表示検査＝試買検査会は残され、全国公正取引協議会連合会の下で引き続いて検査員として仕事を続けています。

この間、連合会の下で「公正競争規約の概要」の取りまとめに関係し、食品類の必要表示事項の一覧表を作りました。(添付別表)

「食の安心」とはその人個人の判断ですが、「食の安全」はしっかりと法で規定され事前に守られるべく努力されています。日本人の一般的性格は安全のため法で定められた食べられる期限をしっかりと守ろうとし、それが安心につながっています。ここに食べる期限を決めたことによる良かった点と、まだ食べられるのに棄ててしまう「もったいない問題」が生まれました。

以下は私なりに調査し、実現不可能とは思いながらのお願いを書きます。

1 表示の所管する省を1つにまとめて下さい。

現在各商品の表示は、各部分が各々の所管省にて決められていますので何かおかしいと思う表示があってもどこへ申し出ればよいか判りません。

せっかく消費者庁が生まれましたので、ここにまとめることは出来ませんか？
消費者庁が無理なら、どこか1つの省にまとめて欲しいです。

2 消費・賞味期限の名称の改善と期限の取り方の再検討。

この点はすべて私たち消費者側の責任であることを承知してお願いいたします。

メーカー側は期限の決め方で消費者から文句が出ないように、必要以上に安全を見て短い期限にしています。(多少は販売上のこともあります)この期限を守るためにまだまだ十分に食べられるものも棄ててしまい、もったいない現状を生み出しています。

私は、美味しく食べられる期限・充分食べられる期限・(試しながら食べて欲しい期限)とかのように名称を一般から公募することで、消費者にギリギリまで安心して食べられることを知らせると共に、食の不足に対応しての食べ方を実行するようになっ欲しいです。